

長崎市新型インフルエンザ等 対策行動計画

概要版

長崎市市民局市民健康部

1 これまでの経緯

平成21年	新型インフルエンザ(A/H1N1)世界的大流行
平成24年4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
平成25年6月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画策定
平成26年3月	長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画策定

2 行動計画の基本的な戦略

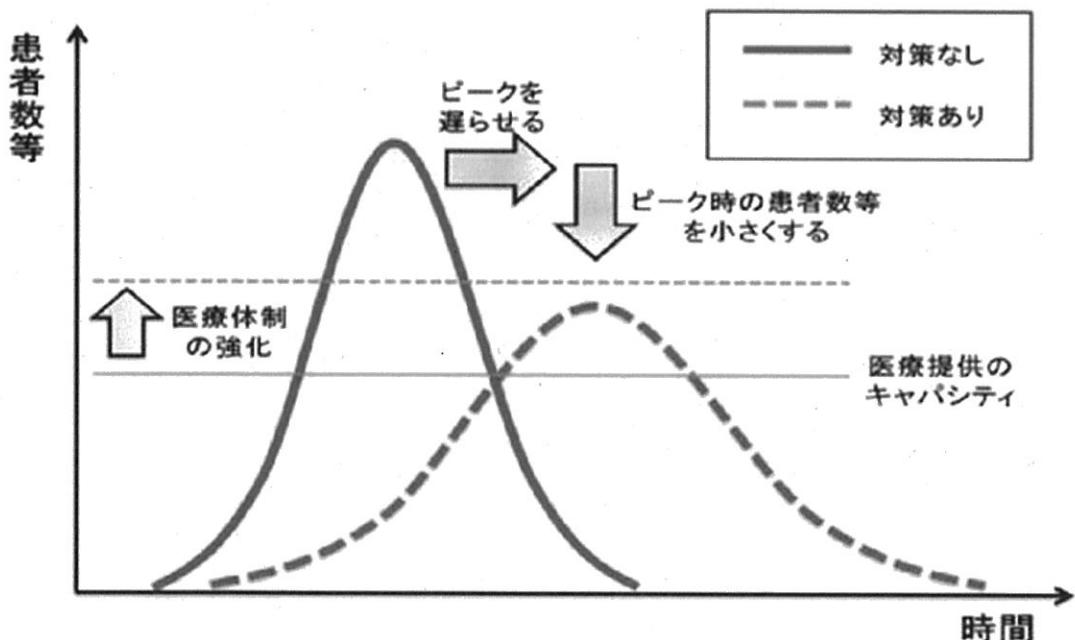
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、流行のピーク時に患者を少なくし、医療体制の強化を図ることで、医療機関の受入能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようとする。

適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

地域での感染対策等を行うことで、欠勤者を減らし、事業継続計画の作成・実施等により医療の提供又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務が維持できるよう努める。



3 新型インフルエンザ等対策の主要6項目

(1) 実施体制

- ・長崎市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）
- ・長崎市新型インフルエンザ等対策連絡協議会
(総括者：防災危機管理室長)

(2) サーベイランス・情報収集

- ・市内医療機関から患者数の把握を行う。（サーベイランス）
- ・国県等から国内外での発生状況等の情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

- ・市民等へ国内外での発生状況や新型インフルエンザ等対策について情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

- ・市民、事業者等に感染対策の周知及び要請を行う。
- ・ワクチンの供給が可能になり次第、国が定める接種順位により市民への予防接種を開始する。

(参考)

- ・国が緊急事態宣言を行った場合、県は必要に応じて不要不急の外出自粛、及び学校等の施設に対して施設使用制限を要請する。市は必要に応じて県に協力する。

(5) 医療

- ・新型インフルエンザ等の発生早期においては、相談窓口として帰国者・接触者相談支援センターを設置するとともに、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者の診療は帰国者・接触者外来を有する医療機関でしか行わない。新型インフルエンザ等と診断された患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置を行う。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等は、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

- ・事業者に従業員の健康管理の徹底、職場の感染対策を要請する。
- ・国が緊急事態宣言を行った場合、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視を行う。

4 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、以下の6つの段階に分類し、それぞれの段階において、上記の6項目の対策を行う。

- ①未発生期
- ②海外発生期
- ③国内発生早期（市内未発生期）
- ④市内発生早期
- ⑤市内感染期
- ⑥小康期

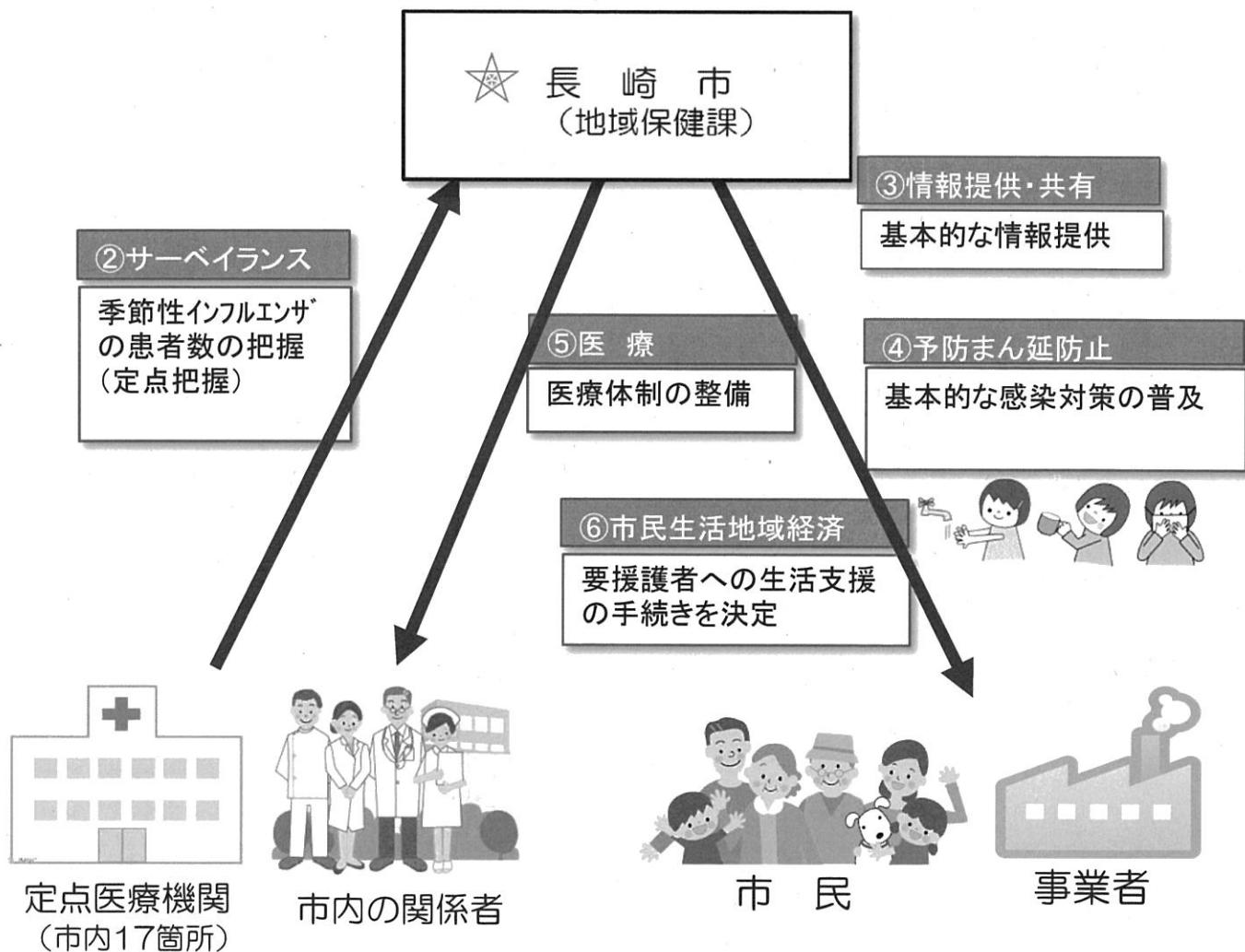
未発生期 海外発生期 国内発生早期 市内発生早期 市内感染期 小康期

1 未発生期

①実施体制	・全庁的な体制なし
②サーベイランス 情報収集	・季節性インフルエンザの患者数を定点医療機関（市内17箇所）から把握（定点把握）
③情報提供・共有	・新型インフルエンザ等の基本的な情報提供
④予防 まん延防止	・基本的な感染対策の普及
⑤医療	・医師会等の関係者と連携し医療体制の整備
⑥市民生活地域 経済の安定	・要援護者への生活支援の手続きを決定

①実施体制

全庁的な体制なし



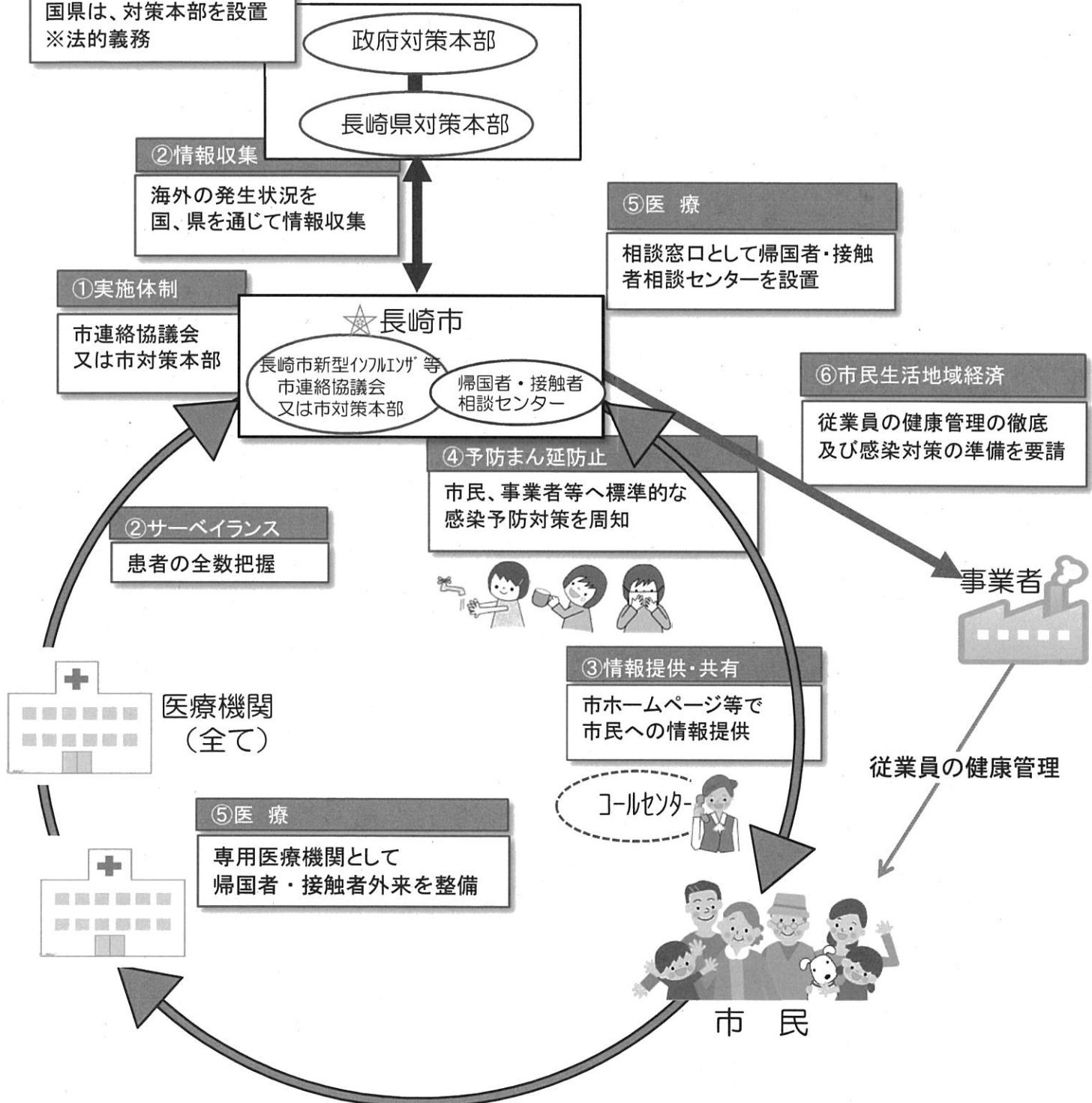


2 海外発生期

①実施体制	・長崎市新型インフルエンザ等対策連絡協議会 ・必要に応じて長崎市新型インフルエンザ等対策本部会議
②サーベイランス 情報収集	・海外の発生状況を国、県を通じて情報収集 ・国の要請により全ての患者数を把握（全数把握）
③情報提供・共有	・市ホームページ等で市民への情報提供 ・業務に支障が出る場合、コールセンターへ対応を依頼
④予防まん延防止	・患者、濃厚接触者への対応準備 ・市民、事業者等への感染予防対策の周知徹底
⑤医療	・専用医療機関として帰国者・接触者外来を整備 ・相談窓口として帰国者・接触者相談センターを設置
⑥市民生活地域経済の安定	・事業者に対し従業員の健康管理の徹底 及び感染対策の準備を要請

【参考】

国県は、対策本部を設置
※法的義務



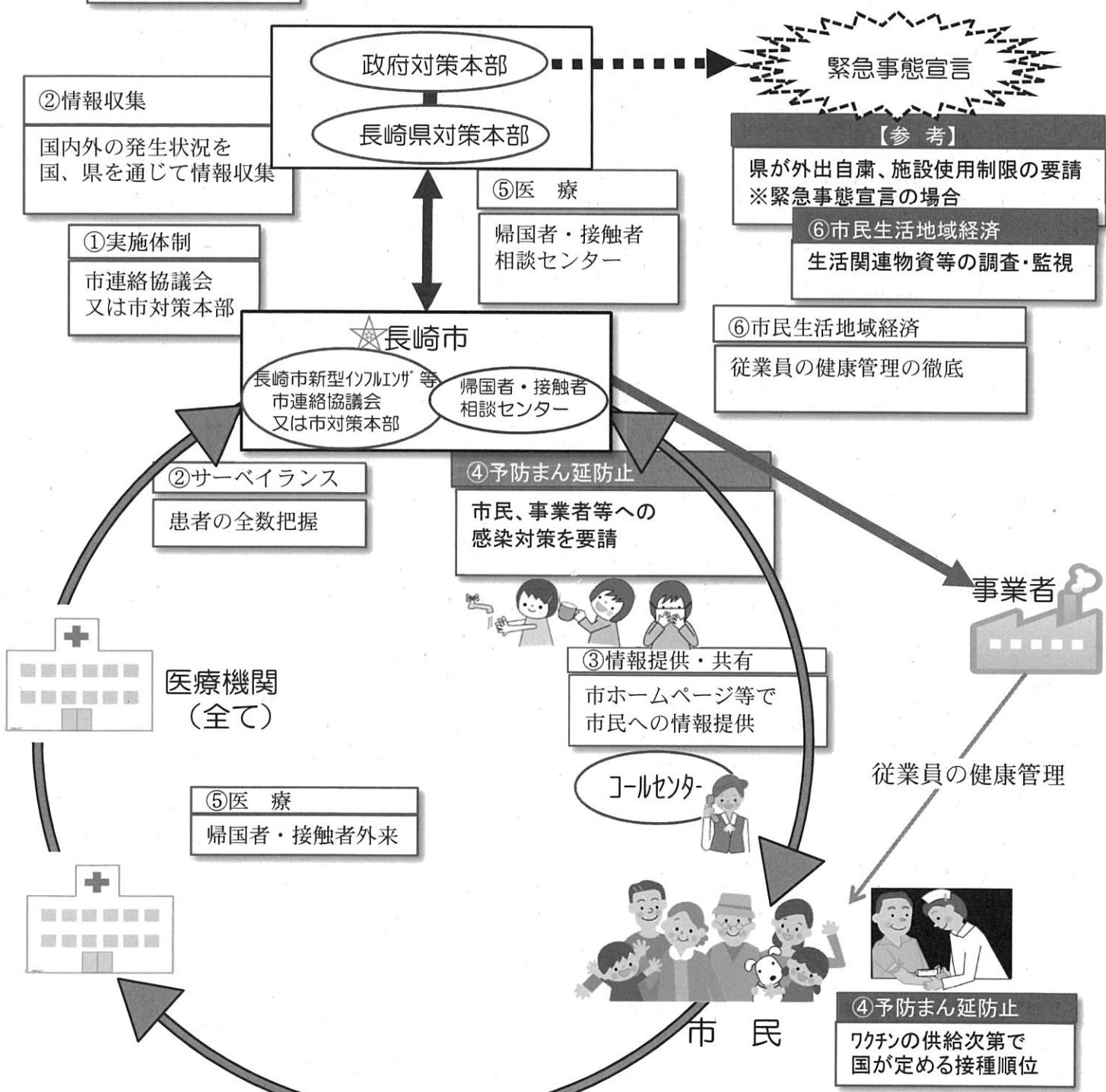


3 国内発生早期

①実施体制	・長崎市新型インフルエンザ等対策連絡協議会 ・必要に応じて長崎市新型インフルエンザ等対策本部会議
②サーベイランス 情報収集	・国内外の発生状況を国、県を通じて情報収集 ・全ての患者数を把握（全数把握）
③情報提供・共有	・市ホームページ等で市民への情報提供 ・コールセンターでの対応
④予防 まん延防止	・市民、事業者等への感染対策の要請 ・ワクチンの供給次第で国が定める接種順位により 市民への予防接種を実施
⑤医療	・帰国者・接触者外来（専用医療機関） ・帰国者・接触者相談センター（相談窓口）
⑥市民生活地域 経済の安定	・事業者に対し従業員の健康管理の徹底及び 感染対策の準備を要請 ・生活関連物資等の調査・監視（物価、買占め、売惜しみ）

【参考】

国県の対策本部

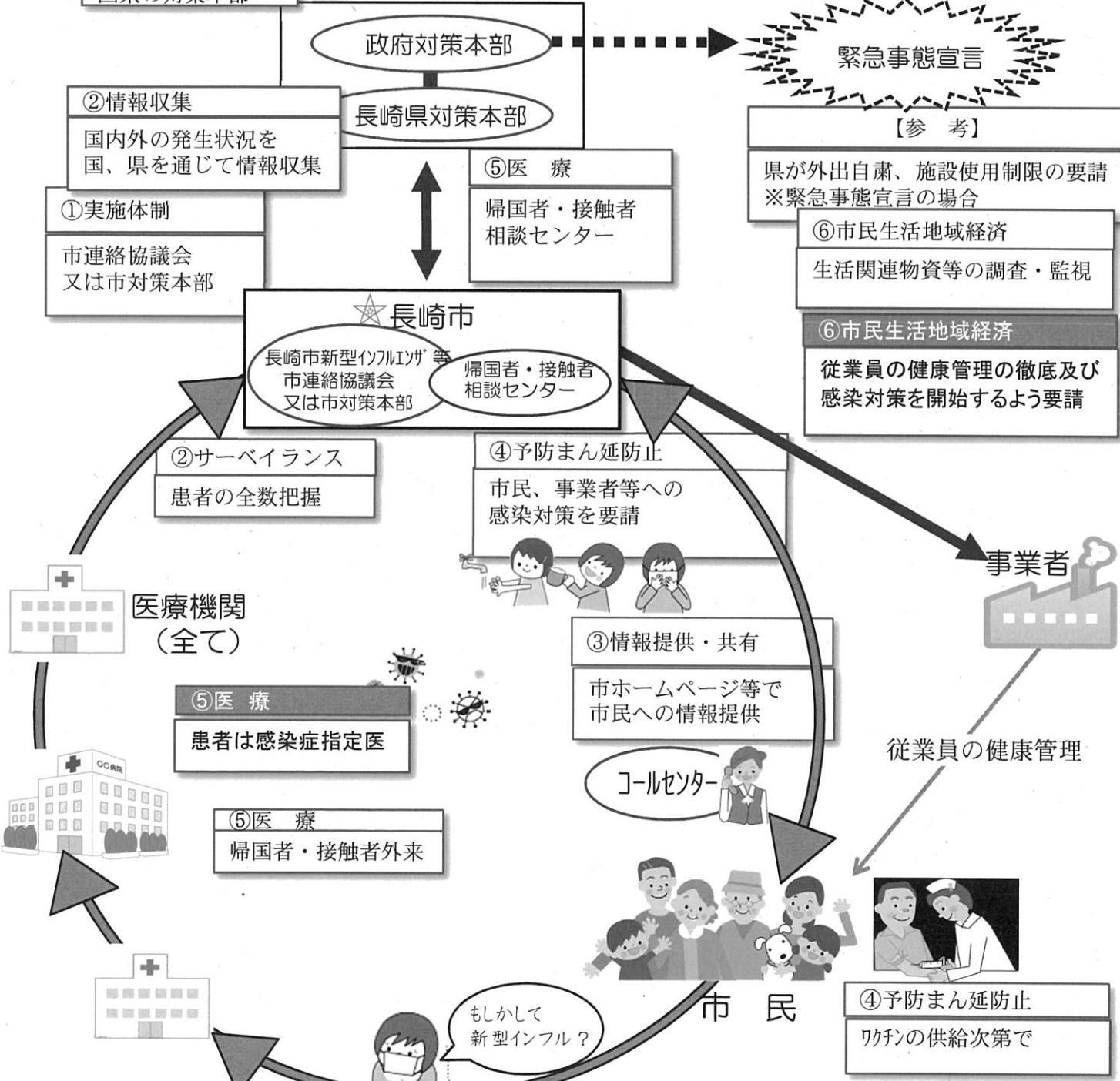




①実施体制	・長崎市新型インフルエンザ等対策連絡協議会 ・必要に応じて長崎市新型インフルエンザ等対策本部会議
②サーベイランス 情報収集	・国内外の発生状況を国、県を通じて情報収集 ・全ての患者数を把握（全数把握）
③情報提供・共有	・市ホームページ等で市民への情報提供 ・コールセンターでの対応
④予防 まん延防止	・市民、事業者等への感染対策の要請 ・ワクチンの供給次第で国が定める接種順位により市民への予防接種を実施
⑤医療	・帰国者・接触者外来（専用医療機関） ・帰国者・接触者相談センター（相談窓口） ・患者は感染症指定医療機関等に入院措置
⑥市民生活地域 経済の安定	・事業者に対し従業員の健康管理の徹底及び感染対策を開始するよう要請 ・生活関連物資等の調査・監視（物価、買占め、売惜しみ）

4 市内発生早期

【参考】
国県の対策本部





5 市内感染期

【参考】

国県の対策本部

- ・長崎市新型インフルエンザ等対策連絡協議会
- ・必要に応じて長崎市新型インフルエンザ等対策本部会議

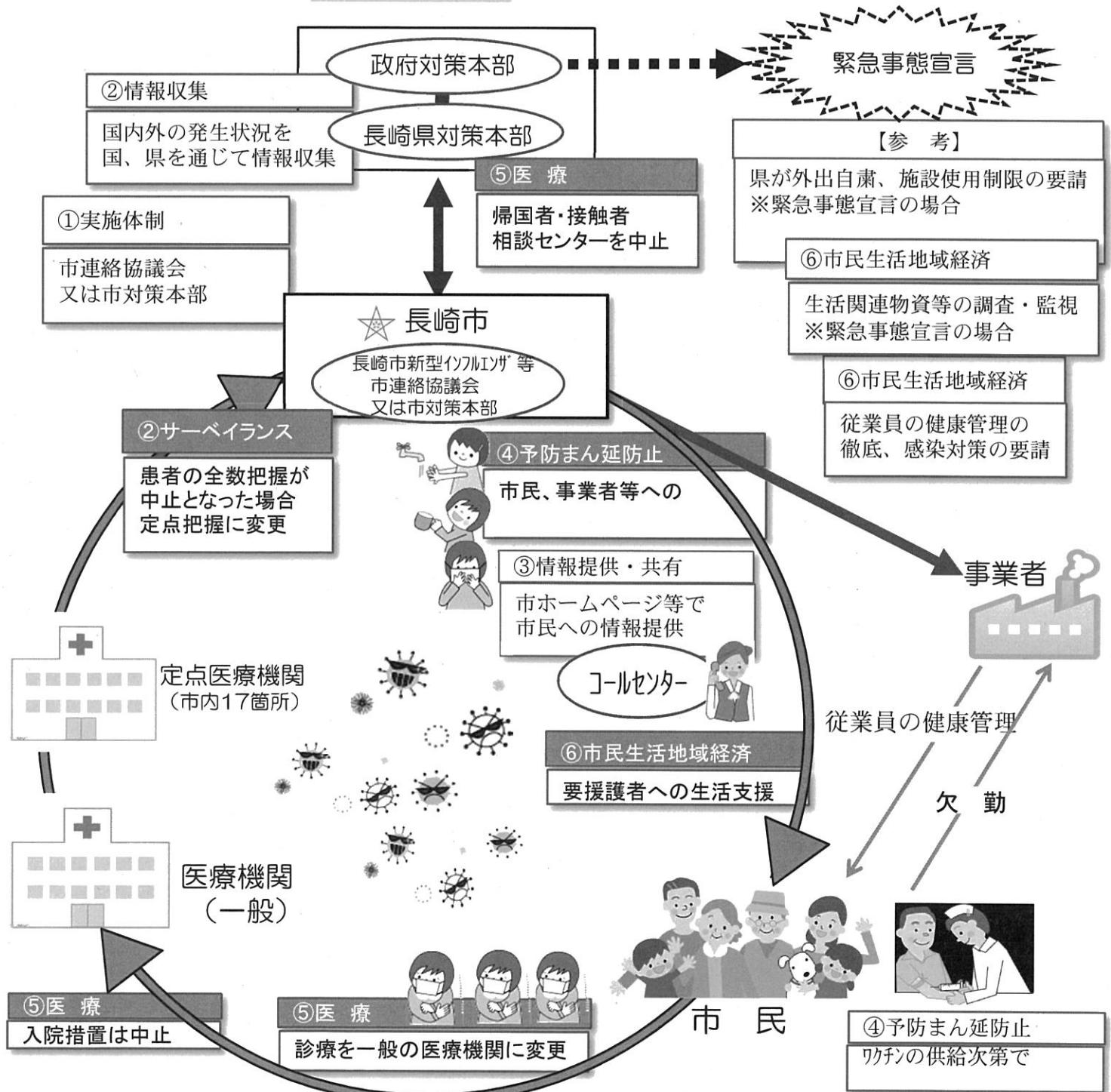
- ②サーベイランス 情報収集
 - ・国内外の発生状況を国、県を通じて情報収集
 - ・患者の全数把握が中止となった場合、定点把握に変更

- ③情報提供・共有
 - ・市ホームページ等で市民への情報提供
 - ・コールセンターでの対応

- ④予防まん延防止
 - ・市民、事業者等への感染対策強く勧奨
 - ・国が定める接種順位により市民への予防接種を実施

- ⑤医療
 - ・帰国者・接触者外来を中止し診療を一般医療機関に変更
 - ・帰国者・接触者相談センターを中止
 - ・患者の入院措置を中止

- ⑥市民生活地域経済の安定
 - ・生活関連物資等の調査、監視（物価、買占め、売惜しみ）
 - ・要援護者への生活支援





6 小康期

【参考】

国県の対策本部

①実施体制	・緊急事態解除宣言により長崎新型インフルエンザ等対策本部は廃止
②サーベイランス 情報収集	・国内外の発生状況を国、県を通じて情報収集 ・患者数は定点把握
③情報提供・共有	・第一波終息と第二波への備えの必要性を情報提供 ・コールセンターでの対応の縮小
④予防 まん延防止	・国が定める接種順位により市民への予防接種を実施
⑤医療	・通常の医療体制に戻す
⑥市民生活地域 経済の安定	・緊急事態措置の縮小・中止

